

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…三
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………四
- 平成二十六年十二月十四日執行衆議院(小選挙区選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の一部訂正……………八

告示

●東京都告示第二百号  
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
 令和元年七月三日

一 日時 令和元年七月十六日 午後三時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室  
 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社アイワーク  
 (二) 代表者氏名 代表取締役 山崎 太介  
 (三) 主たる事務所の所在地 港区西麻布一丁目十五番十六ー二〇四号  
 (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八八七二二号  
 (五) 免許年月日 平成三十年一月十一日

一 日時 令和元年七月十六日 午後四時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室  
 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ライズテック  
 (二) 代表者氏名 代表取締役 平林 竜二  
 (三) 主たる事務所の所在地 目黒区下目黒二丁目十八番三号七F  
 (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三二五号  
 (五) 免許年月日 平成二十八年八月二十六日

一 日時 令和元年七月十七日 午後二時三十分  
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室  
 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社マーヴェリック  
 (二) 代表者氏名 代表取締役 高久 昌生

(三) 主たる事務所の所在地 練馬区中村北一丁目十三番十三号  
 (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九四二一八号  
 (五) 免許年月日 平成二十九年五月十八日

●東京都告示第二百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 令和元年七月三日

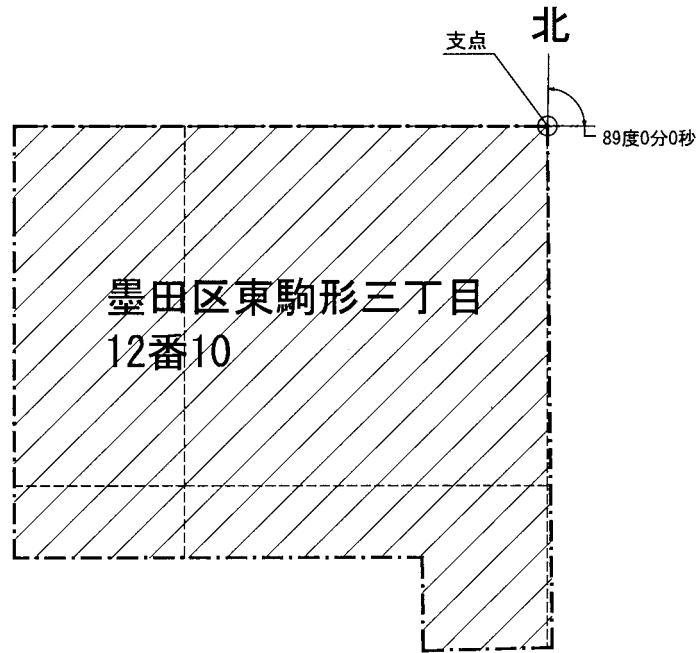
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区東駒形三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

支点は、墨田区東駒形三丁目12番10の最北端とする。


【格子の回転角度(89度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

----- : 単位区画(10m格子)

- . - . - . : 敷地境界

 : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二百二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

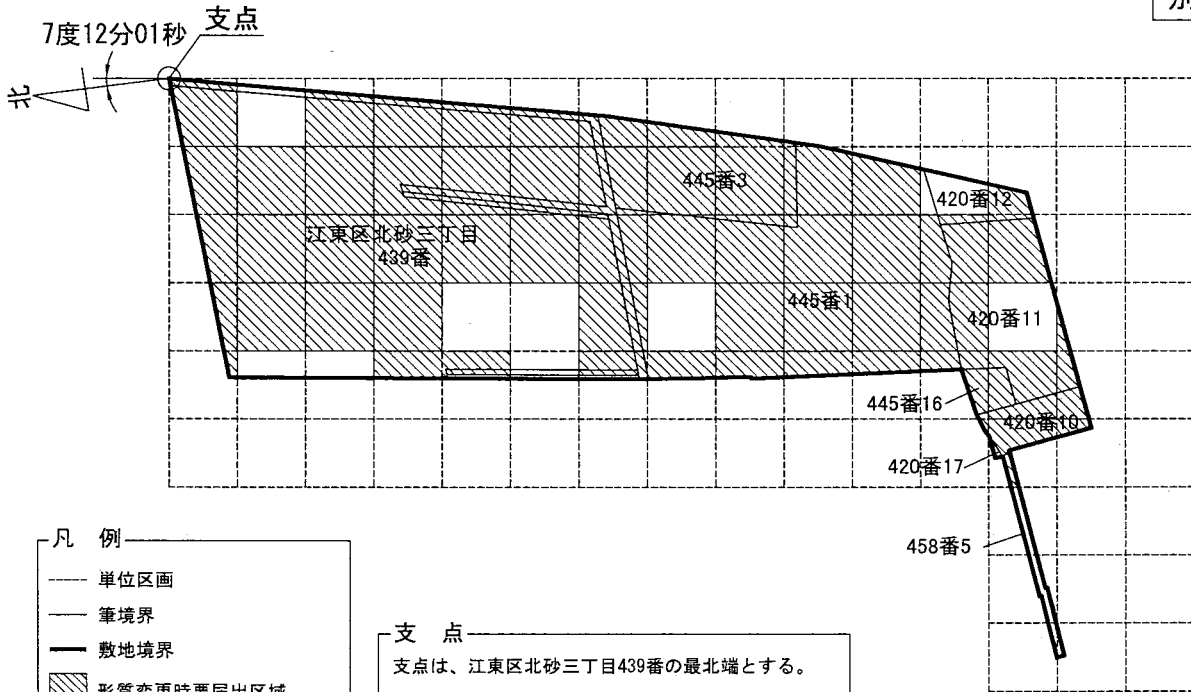
令和元年七月三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域

**支 点**  
 支点は、江東区北砂三丁目439番の最北端とする。

**格子の回転角度（7度12分01秒）**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十三号

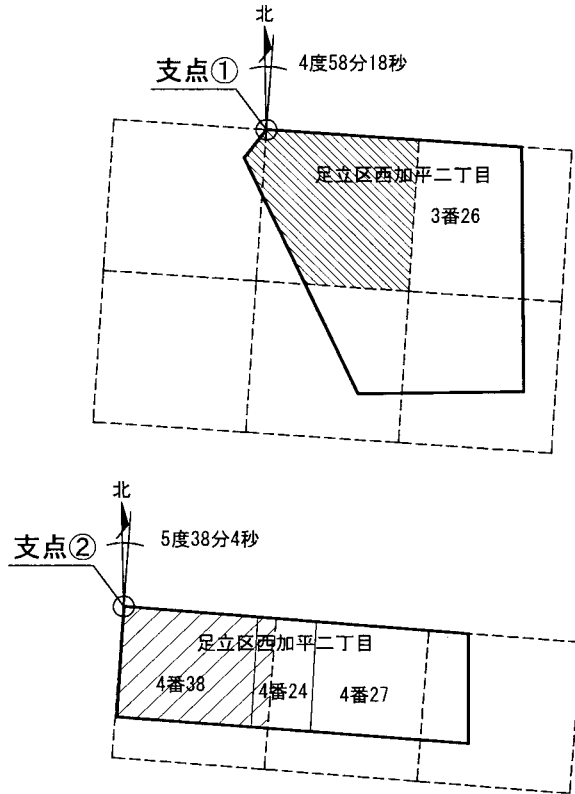
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西加平二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】

- ① 支点①は、足立区西加平二丁目3番26の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区西加平二丁目4番38の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 4度58分18秒
- ② 5度38分4秒

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十一号

東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月三日

東京都選挙管理委員会

第十条の見出しを「(投票所に係る経費の承認)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国会議員選挙執行経費基準法第四十六条の規定により投票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の二に準じて作成した文書により行うものとする。

3 国会議員選挙執行経費基準法第四十七条の規定により専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の三に準じて作成した文書により行うものとする。

第十条の二第二項中「の設備」の下に「(次項に規定する機器等及び第四項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第四条の二第五項」を「第四条の二第六項」に、「別記第七

号様式の三」を「別記第七号様式の四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第五項の規定により専ら共通投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の三に準じて作成した文書により行うものとする。

第十条の三を次のように改める。  
(期日前投票所に係る経費の承認)

第十条の三 国会議員選挙執行経費基準法第四条の三第四項の規定により期日前投票所の借料について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式に準じて作成した文書により行うものとする。

2 国会議員選挙執行経費基準法第四条の三第五項の規定により期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の二に準じて作成した文書により行うものとする。

3 国会議員選挙執行経費基準法第四条の三第六項の規定により電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の四に準じて作成した文書により行うものとする。

第十七条中「借料承認」を「に係る経費の承認」に、「第十条中」を「第十条第一項中」に改め、同条中「第五

条(開票所経費)第十六項」との下に「、同条第二項中「第四条第十六項」とあるのは「第五条第十七項」と、同条第三項中「第四条第十七項」とあるのは「第五条第十八項」とを加える。

第四十四条第二項中「都知事の選挙について」を削る。

第五十三条中「ときは、」の下に「都委員会が交付する別記第四十七号様式の原稿用紙(都委員会が提供する同様の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載した」を、「写真二葉」の下に「又は記録した掲載文及び写真」を加え、「別記第四十七号様式」を「別記第四十八号様式」に改める。

第五十五条第一項中「都委員会が交付する別記第四十八号様式の」を削り、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「黒色の色素により記載しなければならず、第五十三条(選挙公報への掲載申請)の写真を除き、色の濃淡のないものと」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第五項中「と記載」及び「は記載」の下に「し、又は記録」を加える。

第五十六条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第五十七条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「記載分を掲載する」を「掲載文を載せる」に改める。

第五十八条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」

を、「の記載」の下に「又は記録」を加える。

第五十九条第一項中「一通又は」を「一通若しくは」に改め、「二葉」の下に「又は記録し直した掲載文若しくは写真」を加える。

第六十二条第一項中「写真製版により」を削る。

別記第七号様式の二中「第10条の2」を「第10条」に、「共通投票所」を「投票所」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 共通投票所の事務を行うための設備借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費の承認の際には、「投票所」を「共通投票所」とし、期日前投票所の事務を行うための設備借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費の承認の際には、「投票所」を「開票所」とする。

別記第七号様式の三を別記第七号様式の四とし、別記第七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第7号様式の3（第10条関係）

東京都選挙管理委員会委員長宛

区市町村選挙管理委員会  
委員長 氏名 印

年 月 日

専ら投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費承認の申請について

年 月 日執行の選挙における専ら投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費について、下記のとおり承認申請いたします。

記

1 使用しようとする機器等

(1) 名称

(2) 機器等の内容

(3) 整備及び管理に係る委託内容

2 購入費、借上料及び委託費

3 購入、借上及び委託理由

備考 専ら共通投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費の承認の際は、「投票所」を「共通投票所」とし、専ら開票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費の承認の際は、「投票所」を「開票所」とする。

別記第二十四号様式中「設置」を「異動」に改める。

別記第二十五号様式備考二及び別記第二十六号様式備考二中「木製又は合成樹脂製とし、」を削る。

別記第二十九号様式備考二中「白布地を用い、」を削る。

別記第三十号様式備考二中「木又は合成樹脂を用い、」を削る。

別記第三十一号様式備考二中「白布地を用い、」を削る。

別記第三十二号様式備考二中「木又は合成樹脂を用い、」を削る。

別記第三十三号様式備考二中「布地を用い、」を削る。

別記第四十五号様式備考一中「布地の」を削り、同様式備考二中「白布地を用い、」を削る。

別記第四十六号様式備考二中「白布地を用い、」を削る。

別記第四十八号様式を削る。

別記第四十七号様式中「写真2葉」の次に「又は記録した掲載文及び写真」を加え、「2葉提出した写真のうち」を「写真を2葉提出した場合は」に改め、同様式を別記第四十八号様式とし、別記第四十六号様式の次に次の一様式を加える。

を削る。

選挙(選挙区分)

候補者氏名	区市郡	町村	番地	方
連絡所	電話( )			

選挙公報掲載文原稿用紙

写  
真

氏  
名

※	受付日	時	※	受付番号	※	受付者印
	年	月	日			
			前			
			時			
			分			
			後			

東京都選挙管理委員会  
(※印欄は記入しないでください)

第四十七号様式(第五十五条関係)

別記第五十五号様式の二を次のように改める。

備考 記載欄には、記載の便のため淡青色のけいを引くものとする。

